

令和4年6月14日招集

## 第3回若桜町議会定例会会議録

(令和4年6月17日)

若桜町議会事務局

## 令和4年第3回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和4年6月17日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時30分			
応招議員	1番	谷口 貴	6番	山本晴隆
	2番	森田二郎	7番	川上 守
	3番	梶原 明	8番	中尾理明
	4番	山本安雄	9番	小林 誠
	5番	前住孝行	10番	山根政彦
不応招議員				
出席議員	1番	谷口 貴	6番	山本晴隆
	2番	森田二郎	7番	川上 守
	3番	梶原 明	8番	中尾理明
	4番	山本安雄	9番	小林 誠
	5番	前住孝行	10番	山根政彦
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	川戸 伸二	教育委員会次長	谷口 国彦
	総 務 課 長	山口由企夫	税 務 課 長	前田 弥生
	ふるさと創生課長	谷本 剛	地域整備課長	竹本 英樹
	会 計 管 理 者	小林 貴之	農山村整備課長	中島 毅彦
	にぎわい創出課長	藤原 祐二	町民福祉課長	上川 恭子

## 会議の顛末

本会議（6月17日）

### 議長（山根政彦）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

#### 日程第1

議案第32号 専決処分の承認について、専決第4号 令和3年度若桜町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

#### 日程第2

議案第33号 専決処分の承認について、専決第5号 令和3年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

#### 日程第3

議案第34号 令和4年度若桜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第34号を採決します。お

諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4

議案第35号 令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり  
可決されました。

#### 日程第5

議案第36号 令和4年度若桜町農業集落  
排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題  
とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり  
可決されました。

#### 日程第6

議案第37号 若桜町課設置条例の一部改  
正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり  
可決されました。

#### 日程第7

議案第38号 若桜町の議会議員及び長の  
選挙における選挙運動の町費負担に関する条  
例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8

議案第39号 若桜町使用料徴収条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9

議案第40号 若桜町ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10

議案第41号 第10次若桜町総合計画の策定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11

議案第42号 若桜町総合整備計画の策定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり  
可決されました。

日程第12

議案第43号 損害賠償の額を定めること  
について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり  
可決されました。

日程第13

議案第44号 損害賠償の額を定めること  
について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり  
可決されました。

日程第14

議案第45号 損害賠償の額を定めること  
について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり  
可決されました。

暫時休憩します。

(追加日程配布)

**議長(山根政彦)**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま、町長から議案第46号が提出さ  
れました。

これを日程に追加し、追加日程第1として

議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第46号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1

議案第46号 工事請負契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

### 町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第46号 工事請負契約の締結について、でございますが、これは、工事請負契約を締結するについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり本議会の議決をお願いするものであります。

その内容は1、工事名、R4若桜簡易水道（若桜・赤松地区）統合 新配水池築造工事（その2）。2、工事場所、八頭郡若桜町大字若桜。3、契約の相手方、八頭郡若桜町大字若桜1111番地5、中一建設株式会社 代表取締役 中尾仁。4、契約金額、金72,380,000円。5、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

午前 9時49分 休憩

(全員協議室において詳細説明)

午前10時08分 再開

### 議長（山根政彦）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第46号 工事請負契約の締結について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか、

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第10号

陳情第3号 陳情書、女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情、陳情第4号 国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める陳情、陳情第5号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情、陳情第6号 融雪装置設置のお願いに関する陳情書、陳情第7号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情、請願第8号 日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出を求める請願、陳情第9号 地方財政の充実・強化を求める陳情、陳情第10号 消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情を一括して議題とします。

常任委員長の報告を求めます。

総務産業教育民生常任委員長、山本晴隆議員。

#### 総務産業教育民生常任委員長（山本晴隆）

若桜町議会報告第8号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1、付託案件の名称、陳情第3号 陳情書 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情。2、審査の経過、令和4年6月14日の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、同日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので結果を次のとおり報告します。3、審査の結果、当委員会に付託された陳情第3号は、不採択とすべきものと決定しました。

引き続き行います。若桜町議会報告第9号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1、付託案件の名称、陳情第4号国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める陳情。2、審査の経過は同じなので割愛させていただきます。3、審査の結果、当委員会に付託された陳情第4号は、不採択とすべきものと決定しました。

若桜町議会報告第10号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1、付託案件の名称、陳情第5号国民の休日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情。2番は同じく割愛させていただきます。3、審査の結果、当委員会に付託された陳情第5号は、不採択すべきものと決定しました。

若桜町議会報告第11号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1、付託案件の名称、陳情第6号 融雪装置設置のお願いに関する陳情、2番は割愛させていただきます。3、主なる意見、行政として対象路線のみならず、町内全域の除雪対策の実態や必要性などを十分に把握し、諸条件を調査した上で、優先順位なども考慮しながら検討していく必要がある。4、審査の結果、

当委員会に付託された陳情第6号は、採択すべきものと決定いたしました。

若桜町議会報告第12号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1、付託案件の名称、陳情第7号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情、2は割愛させていただきます。3、審査の結果、当委員会に付託された陳情第7号は、不採択とすべきものと決定しました。

若桜町議会報告第13号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1、付託案件の名称、請願第8号 日本政府核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出を求める請願。2、審査の経過は割愛させていただきます。3、審査の結果、当委員会に付託された請願第8号は、不採択すべきものと決定しました。

若桜町議会報告第14号 総務産業教育民生常任委員会報告。

1、付託案件の名称、陳情第9号 地方財政の充実・強化を求める陳情、2は割愛させていただきます。3、審査の結果、当委員会に付託された陳情第9号は、採択すべきものと決定しました。

若桜町議会報告第15号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1、付託案件の名称、陳情第10号 消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情。2番は割愛します。3、審査の結果、当委員会に付託された陳情第10号は、不採択すべきものと決定しました。以上です。

#### 議長（山根政彦）

ただいま、常任委員長から報告がありました。

これより討論に入ります。

討論は、区分して行います。

陳情第3号 陳情書、女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情、につい



て討論はありませんか。

#### 議員（前任孝行）

はい。議長。5番前任。原案賛成。

#### 議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。前任孝行議員。

#### 議員（前任孝行）

若桜町議会報告第8号 陳情第3号 陳情書、女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情について、原案賛成の立場で討論いたします。

トイレでの犯罪がニュース等で報道されるたびに、被害に遭われた方の心情を考えると言葉も出ません。子どもを持つ親としては、日々心配になります。こういった被害をなくすために行動をしていくこそが、議員の役割だと考えます。弱い立場の人のために政治はある、まさにそのとおりであります。犯罪の起きない世の中になることを祈念し、原案に賛成いたします。

#### 議長（山根政彦）

ほかに、討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって、討論を終結します。

陳情第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第3号を、委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の方は、ご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、陳情第3号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第4号 国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める陳情について、討論はありませんか。

#### 議員（中尾理明）

はい。1番中尾。賛成討論。

#### 議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。中尾理明議員。

#### 議員（中尾理明）

陳情第4号の賛成討論を行います。農林水産省は、昨年11月、水田活用直接交付金の見直し案を提示し、今年に入り農業現場に何の説明もないまま農家に見直し案を通知してきました。

水路や畔があっても2022年から5年間水張り、水稲作付が行われない農地は交付金の対象外とするなど、国の施策として、米の減反と一体で施策を奨励する支えとなってきた交付金を、大幅に削減する内容であり、農家の皆さんに大きな怒りと混乱を及ぼしています。

若桜町でも影響は少なくないと思いますが、全国的に転作に応じ、交付金に適合する転作作物の増産に取り組む農家への打撃となるのは火を見るよりも明らかです。この交付金見直しは、生産者の農業意欲を喪失させ、技能と耕作放棄を促進するものとなりかねません。

これまでも世界では食糧危機が問題となっ  
てまいりましたが、今、ロシアによるウクライナ侵略によって、麦やトウモロコシなどの流通は阻まれるとともに価格高騰も加わり、危機が加速しています。

よそごとではなく日本も食料自給率が37%と低い水準のままであり、外国に頼らず自国生産物の生産消費の大幅拡大が今ほど求められているときはないのではないのでしょうか。にもかかわらず、農家が2年連続の米価暴落で苦しんでいる中であって、このたびの交付金見直しは、農家経営改善に冷や水を浴びせるものです。

私は、農水省は水田活用直接交付金の見直

しを撤回し、農家の皆さんに寄り添った農政となるよう力を尽くすことを望むものです。

以上で、この陳情に対する賛成討論を終わります。

#### 議長（山根政彦）

ほかに、討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

（前住・山本安・森田議員退場）

陳情第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

陳情第4号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の方は、ご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、陳情第4号は不採択とすることに決定しました。

（前住・山本安・森田議員入場）

次に、陳情第5号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情について、討論はありませんか。

#### 議員（前住孝行）

議長。5番前住。原案賛成。

#### 議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。前住孝行議員。

#### 議員（前住孝行）

陳情第5号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情書について、原案賛成の立場で討論いたします。

海の日が7月20日であることの意味を初めて知りました。この日を大切にしたいという気持ちも理解したところであります。

本県選出国會議員石破氏も、この陳情を提出されている海事振興連盟の副会長として名

前を挙げられていますので、その思いを酌み原案賛成といたします。

#### 議長（山根政彦）

ほかに、討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

陳情第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

陳情第5号を、委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の方は、ご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、陳情第5号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第6号 融雪装置設置のお願いに関する陳情について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第6号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情6号は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第7号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情について、討論はありませんか。

（討論なし）

（中尾・山本安・森田議員退場）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第7号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第7号は、委員長報告のとおり決する

ことにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

(中尾・山本安・森田議員入場)

次に、請願第8号 日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出を求める請願について、討論はありませんか。

#### 議員 (中尾理明)

はい。8番中尾。賛成討論。

#### 議長 (山根政彦)

原案賛成の方の発言を許します。中尾理明議員。

#### 議員 (中尾理明)

私は、請願第8号 日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出を求める請願について、賛成討論を行います。

核兵器禁止条約は、2017年7月7日、国連会議で国連加盟国の約3分の2に当たる122か国の賛成で採択され、その3年半後の昨年2021年1月22日、条約発効の条件となる世界50か国の国連加盟国がこれを批准署名したことにより、正式に国際法上初めて核兵器に悪の烙印が押されました。

核兵器は今や不道徳であるだけでなく、歴史上初めて、明文上も違法なものとなりました。にもかかわらず、現在アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の保有する核兵器は、人類を何度も絶滅できる3万発以上にも達しています。

そのほかイスラエル、インド、パキスタン、北朝鮮と保有国が広がっています。そんな中、ロシアはウクライナへの軍事侵略を拡大し、プーチン大統領、核兵器の使用も辞さないと威嚇しています。

このような核兵器を使った脅し、威嚇は、

それを禁じたまさに核兵器禁止条約違反です。ロシアはウクライナへの侵略を中止、撤退せよ、核兵器を使用させるなどの世界世論で包囲することが重要です。また、黙過できないのは、こうした危機に乗じて自民党安倍元総理大臣や日本維新の会が核兵器の共有を公言していることであり、許すことはできません。

日本が今、すべきことは、核兵器をなくす先頭に立つことです。すなわち唯一の戦争被爆国である日本政府が、速やかに核兵器禁止条約を批准することであります。以上、本請願への賛成討論といたします。

#### 議長 (山根政彦)

ほかに討論ありませんか。

(討論なし)

これをもって討論を終結します。

請願第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第8号を、委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の方は、ご起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、請願第8号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第9号 地方財政の充実・強化を求める陳情について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第9号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第9号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第10号 消費税インボイス制度

の実施中止を求める陳情について、討論はありませんか。

**議員（中尾理明）**

8番中尾。賛成討論。

**議長（山根政彦）**

原案賛成の方の発言を許します。中尾理明議員。

**議員（中尾理明）**

私は、陳情第10号に賛成討論を行います。国は、2019年の消費税増税で10%と8%の軽減税率を制度化したことを理由に、インボイス制度、適格請求書等保存方式を2023年10月よりスタートさせようとしています。

財務省は、この制度により160万社がインボイス登録業者になると予測しておりますが、免税業者で年間平均売上げ550万円の業者の平均粗利益率で算出した額の10%消費税額が1社当たり15万4千円と試算しています。すなわち当該免税業者への15万4千円の新たな増税策であると言わなければなりません。

仮にインボイス登録をしないと免税業者からの仕入取引、取引先は消費税額の証明がないので、その消費税分の自腹を切ることを避けるために、免税業者に対し、インボイス登録を要請するようになり、それに応じなければ消費税相当分の値引きを求められる可能性があります。もしくは取引先から一方的に取引を断られる可能性さえあります。

いずれにしても、経営は困難になり、悪化すれば廃業に追い込まれる業者が数多く生まれてくるのではないかと危惧されています。

私は、これまで弱い立場にある小規模事業者である免税業者に対して、いわば弱者救済の施策として定着してきた既存の制度を、大きく転換する新たな増税策であるとするも

のです。

このような国による制度改悪は、コロナ禍で大変な営業努力をされている小規模事業者へ追い打ちをかけるものであり、まさにダブルパンチであります。

日本経済の発展にとって、末端の小規模事業者の安定的な経営が確保されてこそ、日本経済は成り立っているものと考えます。それに逆行する小規模事業者の経営基盤を揺るがすインボイス制度は、直ちに中止すべきであります。以上で賛成討論を終わります。

**議長（山根政彦）**

ほかに討論はありませんか。反対、賛成。

**議員（山本安雄）**

原案反対です。原案反対。4番山本です。

**議長（山根政彦）**

原案反対の方の発言を許します。山本安雄議員。

**議員（山本安雄）**

本来、納税義務というのは国民全員にもありますし、それぞれの事業主にも本来あるものです。納税は公平・公正にするものであり、この制度を中止することには反対いたします。

ただ、町内におけるいろんな影響という部分につきましては、町の経済という観点から、また別のところで議論する必要があるのではないか。以上の観点から原案に反対いたします。

**議長（山根政彦）**

ほかに、討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

（前任議員退場）

陳情第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

陳情第10号を、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、陳情第10号は不採択とすることに決定しました。

(前任議員 入場)

日程第16

議員提出議案第5号 若桜町議会委員会条例の一部改正について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。川上守議員。

### 議員 (川上守)

議員定数議案第5号 若桜町議会委員会条例の一部改正について。

別紙のとおり、若桜町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出をします。

令和4年6月17日、提出者、若桜町議会議員 川上守、賛成者、若桜町議会議員 小林誠、同じく山本晴隆、同じく梶原明。

若桜町議会委員会条例の一部を改正する条例であります。

提出の理由につきましては、若桜町課設置条例の一部が改正されることにより、所要の改正を行うものであります。施行日は令和4年7月1日からです。よろしく願います。

### 議長 (山根政彦)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第17

議員提出議案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

趣旨説明を求めます。山本晴隆議員。

### 議員 (山本晴隆)

議員提出議案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年6月17日提出。提出者 若桜町議会議員 山本晴隆、賛成者 若桜町議会議員川上守、同じく山根政彦、同じく中尾理明、同じく前任孝行、同じく小林誠、同じく山本安雄、同じく梶原明、同じく森田二郎、同じく谷口貴。

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)、今、地方公共団体には急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護など、社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度

までに確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか大きな不安が残されています。

このため2023年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう以下の事項の実現を求めます。

記の文章は長文でありますため、割愛させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月17日、鳥取県若桜町議会。

内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、厚生労働大臣様、内閣府特命担当大臣（地方創生）様、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当様）、衆議院議長様、参議院議長様。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第12

人権擁護委員候補者の推薦について、を審議します。

町長から、若桜町大字須澄〇〇番地 福山薫さん、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれと、若桜町大字高野〇〇番地 徳田考重さん、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれと、若桜町大字若桜〇〇番地 森田眞由美さん、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれを、人権擁護委員の候補者として推薦することにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に意見を求められています。

お諮りします。

ただいまの3名について、人権擁護委員候補者の推薦にあたり、求められている意見を「適任」とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、本件に関する議会の意見は人権擁護委員候補者の推薦にあたり、求められている意見を「適任」とすることに決定しました。

日程第19

「閉会中の継続調査について」を議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第20

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第127条

の規定によって、お手元に配布しました議員派遣の件のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回若桜町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前10時50分 閉 会